更別村農業委員会議事録

令和6年　第5回　更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和6年5月23日
更別村農業委員会会長　　斗　澤　博　幸

１．開催状況

(1) 開　会　日　　令和6年5月23日（13時30分開会、14時35分閉会）

(2) 場　　　所　　更別村役場　3階中会議室

(3) 出席状況　（出席11名、欠席 1名、遅参 0名）

出欠	席番	職名	氏　名	出欠	席番	職名	氏　名
出席		会長	斗　澤　博　幸	出席	6	委員	藤　澤　典　幸
出席	1	委員	髙　橋　秀　範	欠席	7	委員	日　光　裕　信
出席	2	委員	本　多　正　芳	出席	8	委員	家　常　直　輝
出席	3	委員	早　坂　正　直	出席	9	委員	田　中　　　篤
出席	4	委員	細　川　隆　則	出席	10	委員	瀬田川　憲　吾
出席	5	委員	井　上　　　仰	出席	11	委員	磯　　　忠　義

(4) 議事録署名委員
10番　瀬田川委員　　　11番　磯委員

(5) 出席した職員
農業委員会事務局　　事務局長　川上　祐明　　　係長　前田　貴広
村産業課　　　　　　産業課長　髙橋　祐二

(6) 議　　件
報告第1号　農業者年金業務処理状況について
報告第2号　農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
報告第3号　農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）
報告第4号　賃借料水準について
議案第1号　職権による地目変更登記の通知について
議案第2号　農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第3号　農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について

議案第4号　令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について
議案第5号　令和5年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について
議案第6号　令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
議案第7号　旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第8号　農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

(7) そ の 他
① 令和7年度農林関係税制改正要望の取りまとめについて
② 参考冊子「農業者年金制度と加入推進　2024年版」及び「農業者年金で備える老後設計」の配布について
③ 役場職員における６月～９月のクールビズについて
④ 令和6年第6回農業委員会定例総会について

２．開　　会

【事務局長】　皆様お疲れ様です。本日ですが、日光委員が所用により欠席となっておりますので、その他の方はいらっしゃいますので、ただ今から令和６年第5回更別村農業委員会定例総会を開催致します。
本日の出席委員は 11 名であります。農業委員会会議規則で定めます定足数には達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。
はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

３．会長招集挨拶

【会　　長】　皆さん、蒔き付け準備等お忙しい中、定刻前に集まっていただき、ありがとうございます。
本日は、報告事項４件、議案８件となっております。よろしくお願いします。

４．議事録署名委員の決定

※　更別村農業委員会会議規則第６条により、会長が議長となり議事を主宰

【議　　長】　それでは議事録署名委員を決定させていただきます。10 番　瀬田川委員、11 番　磯委員、それぞれよろしくお願い致します。

５．議件の審議状況

(1) 報告第１号　農業者年金業務処理状況について

【議　　長】　それでは議件に入らせていただきます。報告第１号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局長】　報告第１号、農業者年金業務処理状況について説明致します。４月定例総会議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。

資格関係です。内容は議案のとおりで、住所変更届出書については、年金上の住所が現在の住所に転居する前のものだったため変更するものです。政策支援加入申込書については、経営主と家族経営協定を締結した後継者として新規加入をしたものです。

続いて給付関係です。農業を営む者でなくなったことの届については、昨年12月に第三者へ経営継承をしたことによるものです。老齢年金裁定請求書（旧制度・新制度）、特例付加年金裁定請求書、それぞれ受給希望年齢到達により、年金受給の手続きを行ったものです。

【議　　長】　ただ今説明がありましたが、ご質問等があればお願いいたします。
（質疑等無）

【議　　長】　なければ、よろしいでしょうか？
（「はい」の声）

(2) 報告第２号　農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

【議　　長】　それでは次、報告第２号、農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明お願い致します。

【事務局長】　報告第２号、農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明致します。４月定例総会議案調製以降、２件の法人から定期報告書の提出がありましたので報告するものです。

１件目、内容は議案のとおりで、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件のいずれも要件を満たしていることを確認しております。

２件目、内容は議案のとおりで、形態要件、事業要件、構成員要件、業務

執行役員要件、農作業従事要件のいずれも要件を満たしていることを確認しております。

【議　　長】　ただ今説明がありましたが、ご質問等があればお願い致します。
（質疑等無）

【議　　長】　なければ、よろしいでしょうか？
（「はい」の声）

(3) 報告第 3 号　農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）

【議　　長】　それでは次へ進みます。報告第 3 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて、結果報告お願い致します。

【事務局長】　報告第 3 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん、結果報告について説明致します。
4 月定例総会以降のあっせん委員会の開催結果を報告するもので、賃貸借 2 件のあっせんが成立しております。

賃貸借 1 件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借 2 件目、内容は議案のとおりです。

【議　　長】　それではただ今説明がありましたが、あっせん委員長を務められました磯委員より報告お願い致します。

【磯　委員】　4 月の 12 日、定例総会の後にあっせん委員会を開きました。私と細川委員、髙橋委員、本多委員であっせん委員会を開きまして、資料のとおり、1 番 2 番ともに書類あっせんということで、何事もなく無事あっせん委員会を終了させていただいております。

【議　　長】　ただ今報告がありましたが、この件につきまして、ご質問等があればお願い致します。
（「ありません」の声）

【議　　長】　なければ、よろしいでしょうか？
（「はい」の声）

(4) 報告第 4 号　賃借料水準について

【議　　長】　それでは次に進みます。報告第 4 号、賃借料水準について説明お願い致

します。

【事 務 局】　報告第４号、賃借料水準について説明致します。
農地法第 52 条の規定に基づき、借賃等の動向の提供を行うため、令和５年１月１日から 12 月 31 日までに締結された賃貸借契約の賃借料水準を告示しましたので報告するものです。
次のページが、先月 15 日に告示した内容になります。
なお、水準の算出に当たっては、全データの平均値から 150％を超えるもの及び平均値の 50％未満のものは算出基礎から除いておりますので申し添えます。

【議　　長】　ただ今説明がありましたが、この点について何かご質問等あればお願い致します。
（質疑等無）

【藤澤委員】　この地域名なんですけど、区分けはどういう感じでなされているのか知りたいんですけど。

【事務局長】　元々この地区分けで単価をとっているんですけど、一か所だと大雑把なので、行政区ごとだと細かいので、エリアごとに区分けしていると思います。

【議　　長】　他にありますでしょうか？
（質疑等無）

【議　　長】　特になければ、よろしいでしょうか？
（「はい」の声）

(5) 議案第１号　職権による地目変更登記の通知について

【議　　長】　それでは議案に入ります。議案第１号、職権による地目変更登記の通知について説明お願い致します。

【事務局長】　議案第１号、職権による地目変更登記の通知について説明致します。
公簿上と現況地目が相違していることから、釧路地方法務局帯広支局に対しまして職権で地目変更登記の通知を行ってよいか審議願います。

内容は議案のとおりです。
議案資料をご覧ください。１頁に図面を付けております。
なお、こちらについては、このあとの議案で農地法第３条の許可申請が出てきます。

現地調査につきましては、担当委員にお願いをしております。

【議　　長】　それでは、現地確認いただいた藤澤委員の方より報告お願いします。

【藤澤委員】　5 月 21 日に現地に赴き、畑として活用されていたことを確認しました。

【議　　長】　ただ今担当委員より報告がありました。これを踏まえて、ご意見ご質問をお受け致します。

（意見等無）

【議　　長】　なければ地目変更登記の通知をしてもよろしいでしょうか？

（「はい」の声）

【議　　長】　それでは通知するものと致します。

(6) 議案第 2 号　農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

【議　　長】　次、議案第 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について説明お願い致します。

【事務局長】　議案第 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について説明を致します。利用権設定 2 件の申請につきまして、許可してよろしいか審議をお願い致します。

なお、2 件目はすでに経営移譲している方の贈与となっており、所有しているすべての農地を相手方に処分するものですので、図面の添付を省略させていただいております。

1 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。1 頁に図面を付けております。2 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、3 頁左側の「5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況」、ここからずっといきまして、4 頁左側「10 周辺地域との関係」。ここまでをご確認いただきまして、現状の機械力、労働力、これらで全ての農地について効率的に耕作又は養畜の事業を行えるか、周辺地域の農業へ支障を生ずるおそれがないか、後ほどご確認の方をお願い致します。

2 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。5 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1 件目と同

じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

現地確認につきましては、それぞれ担当委員にお願いをしております。

【議　　長】　それでは1件目について現地確認いただきました藤澤委員より報告お願い致します。

【藤澤委員】　先ほどと同じ5月21日に現地に赴き、畑として活用されていたことを確認しました。

【議　　長】　続いて2件目について現地確認いただきました細川委員より報告お願い致します。

【細川委員】　5月21日に現地に赴きまして、畑として活用されていることを確認しました。

【議　　長】　これを踏まえてこれから審議に入っていただく訳ですが、しばし議案の資料の方に目を通していただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

（各委員申請内容確認）

【議　　長】　いかがでしょうか？凡そ目を通していただけたでしょうか？

【瀬田川委員】2件目の申請書で、上記申請代理人とありますが、これはどういう関係なんでしょうか。

【事務局長】　書類としては代書屋が作る形になっていて、それぞれの方が代書屋に委任した上で、申請書の作成と提出を代書屋が行っているものです。

【瀬田川委員】他の方は載ってないけど。

【事務局長】　作る業者によって、載せたり載せなかったりとなっています

要件としてあったら駄目だとか、無かったら駄目だとかというものではないです。

【議　　長】　それでは、1件目について、他にご意見ご質問があればお願い致します。

（意見等無）

【議　　長】　特になければ、この内容で許可してもよろしいでしょうか？

（「はい」の声）

【議　　長】　それでは許可するものと致します。
続いて2件目について、ご意見ご質問があればお願い致します。
（意見等無）

【議　　長】　特になければ、この内容で許可してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議　　長】　それでは許可するものと致します。

(7) 議案第3号　農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について

【議　　長】　次、議案第3号、農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について説明お願い致します。

【事 務 局】　議案第3号、農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について説明致します。賃貸借に係る合意解約をした旨通知がありましたので、成立要件の有無について審査をお願い致します。

内容は議案のとおりです。表の一番右「農地法第18条第1項各号該当の有無」の欄ですが、解約成立日が引渡期限前の6ヵ月以内であり、書面による合意を確認しておりますので、農地法第18条第1項第2号の規定に基づく合意解約と認められ、賃貸借の解約が成立していると考えます。
こちらについては、このあと議案であっせん申出がでてくる関係のものですが、議案資料21頁をご覧いただきたいのですが、上側の畑の左側の山林の左上の道路沿いの部分になりまして、もともと賃貸借をしていた時には右側の畑部分の道路沿いの部分と併せて1筆の登記になっていまして、今回の売買に際して、畑側と山林側に分筆して区分する事としたため、現況山林の部分について解約の手続きを取る事としたものです。

【議　　長】　合意解約の説明がありました。この件について何かご意見、ご質問等あればお願い致します。
（意見等無）

【磯　委員】　要するに買った畑にくっついていたということ？

【事務局長】　細長い土地になっていて、現況畑の部分と現況山林の部分があったんですけど、借りているときは細かく分けていなかったんですけど、今回売買することになったので、厳密に畑の部分は売って、山林の部分は今回売買はしないことになったので、分筆して現況山林の部分を解約したという事にしています。

【議　　長】　他にありませんか？

【藤澤委員】　ちょっと場所がわからないんですが、番号で言ったら何番になるんですか？

【議　　長】　●の●。

【事務局長】　山林の道路側になります。

【議　　長】　他にありませんか？
（意見等無）

【議　　長】　特になければ、この件につきまして、解約成立ということで承認してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議　　長】　それでは承認するものと致します。

(8) 議案第４号　令和５年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について

【議　　長】　議案第４号、令和５年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について説明願います。

【事務局長】　議案第４号、令和５年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について説明致します。

議案資料9頁をご覧ください。令和4年2月に農水省から「農業委員会による最適化活動の推進等について」との通知が出されております。

13頁の3最適化活動の記録及び点検・評価の実施の(1)推進委員等の最適化活動の記録及び点検・評価の実施の、まず、①推進委員等の最適化活動に係る記録簿の作成ということで、推進委員等とありますが、更別村では農地利用最適化推進委員を置いていませんので、最適化活動を行う農業委員が推進委員等となりますが、各推進委員等は、毎年度、最適化活動を実施した月日、場所、相手方、活動内容等具体的に記録した記録簿を作成するものとする、とされております。

次に②推進委員等の最適化活動の点検・評価の実施ということで、ア各推進委員等は、毎年度、記録簿に基づき、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、自ら点検・評価するとともに、その結果を翌年度の4月末までに農業委員会に提出するものとする。イ農業委員会は、アにより各推進委員等から提出された点検・評価の結果を5月末までに、総会において点検・評価し、その結果を通知するものとする、とされております。

以上の規定に基づき、令和5年度の推進委員等の最適化活動の点検・評価をまとめましたので、審議をお願い致します。

議案に戻りまして、次の頁から、各委員ごとに表を作成しております。
なお、昨年度は委員の改選期であり、集積率等の観点から、担当地区を引き継いで通年での点検・評価としております。
最初に各項目について説明します。まず、1推進委員等による最適化活動の実施状況及び点検・評価として、(1)最適化活動の実施状況では、それぞれの活動記録簿にまとめた内容を転記して、4月から3月までの活動日数、農地の集積に向けた活動、遊休農地の発生防止活動、新規参入の促進活動の項目ごとに整理をしております。
(2)成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果の①成果目標の達成状況では、農地集積、遊休農地、新規参入のそれぞれの達成状況を整理しており、農地集積は担当区域の農地面積の内、認定農業者などの担い手に集積した面積の率、集積率を算定しています。なお、この農地面積は国の統計の面積11,500haを地区ごとに按分しておりますが、集積面積は村が調査し道へ報告している、担い手の農地利用集積面積を地区ごとに按分しているため、全ての委員の集積率の実績は100%を超えております。また、前道見会長及び斗澤会長は担当地区を持っておりませんが、最適化活動は行っておりますので、農地集積の目標及び実績では便宜上、前道見会長は更南地区を、斗澤会長は更別東区を半分ずつ担っていることとしております。
遊休農地は、遊休農地を解消した面積です。
新規参入は、農地の所有者から新規参入者に対する貸し付け等を行うことについて同意を得た農地を、過去3年間の権利異動面積の平均の1割を目標に、取りまとめて公表するとされており、目標面積は、全村での平均の1割である33.4haを地区ごとに按分しておりますが、現在の更別村の農地の動向から、取りまとめをすることは当面は困難と考えております。
②自己の点検・評価は、(1)の最適化活動の実施状況、(2)の①の成果目標の達成状況を踏まえて活動実施、成果実績のそれぞれの結果を記入しております。
一番下の、2農業委員会による点検・評価の、全体としての評語ですが、議案資料17頁に、目標の達成状況の評語の適用方法とあり、推進委員等の評語については次の頁です。2推進委員等の評語　推進委員等の最適化活動の目標の達成状況の評語は、表2の目標項目ごとに達成状況に応じた点数の合計点を表1に当てはめるものとするとされており、それぞれ点数を計算して合計点に当てはめて評語としています。

それでは、各委員の点検・評価の内容について説明します。
まずは道見前会長ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計27日、月当りで6.75日になります。昨年度の活動日数の目標は月1日としていましたので、目標を上回っており、先ほどの議案資料18

頁の表2の(2)活動日数目標の①で、目標を上回ったということで6点、②で6.75日は6日以上8日未満で4点です。

続いて(2)の成果目標の達成状況及び自己点検･評価の結果の①成果目標の達成状況ですが、農地集積は目標の集積率103.46%に対する実績の集積率103.37%の達成率を計算すると99.91%となっており、こちらも先ほどの議案資料18頁の表2の(1)の成果目標の①農地の集積で達成率90%以上110%未満の2点です。次に遊休農地は、遊休農地が無いため、新たに発生させないとしており、この場合は達成率110%以上でよいとされているため、4点です。

新規参入の促進は、貸付け等の同意を得た農地はありませんので、達成率90%未満で1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの結果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、先ほどの点数の合計が17点となっており、こちらも先ほどの議案資料18頁の表1の合計点15点以上20点未満の評語、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。

続いて斗澤会長ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計57日、月当りで6.33日になります。目標を上回ったということで6点、6日以上8日未満で4点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が17点となっており、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。

続いて及川委員・家常委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計76日、月当りで6.33日になります。目標を上回ったということで6点、6日以上8日未満で4点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が17点となっており、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。

続いて岡委員・細川委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のと

おりで、活動日数は合計76日、月当りで6.33日になります。目標を上回ったということで6点、6日以上8日未満で4点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が17点となっており、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。

続いて福田委員・本多委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計74日、月当りで6.16日になります。目標を上回ったということで6点、6日以上8日未満で4点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が17点となっており、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。

続いて塩田委員・井上委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計60日、月当りで5日になります。目標を上回ったということで6点、6日未満で0点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が13点となっており、「目標をやや下回る結果となった」となります。

続いて川上委員・磯委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計74日、月当りで6.16日になります。目標を上回ったということで6点、6日以上8日未満で4点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が17点となっており、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。

続いて磯委員・日光委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計52日、月当りで4.33日になります。目標を上回ったということで6点、6日未満で0点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が13点となっており、「目標をやや下回る結果となった」となります。

続いて日崎委員・早坂委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計98日、月当りで8.16日になります。目標を上回ったということで6点、8日以上13日未満で8点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が21点となっており、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」となります。

続いて大地委員・瀬田川委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計65日、月当りで5.41日になります。目標を上回ったということで6点、6日未満で0点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が13点となっており、「目標をやや下回る結果となった」となります。

続いて小野委員・藤澤委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計79日、月当りで6.58日になります。目標を上回ったということで6点、6日以上8日未満で4点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が17点となっており、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」

となります。

続いて九々委員・田中委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計76日、月当りで6.33日になります。目標を上回ったということで6点、6日以上8日未満で4点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が17点となっており、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。

最後に宍戸委員・髙橋委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計74日、月当りで6.16日になります。目標を上回ったということで6点、6日以上8日未満で4点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が17点となっており、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。

以上、各委員の最適化活動の点検・評価について説明いたしましたが、議案資料13頁を再度ご覧ください。3の(1)の②のイ、農業委員会は、アにより各推進委員等から提出された点検・評価の結果を5月末までに、総会において点検・評価し、その結果を通知するものとする、とされております。

この場で意見が出された場合は、議案の点検・評価の様式の最後、総会で出された意見の欄に追記の上、各委員に通知することとなります。

【議　　長】　ただ今説明がありましたが、ご意見ご質問等ありましたら、お願い致します。

（「ありません」の声）

【議　　長】　なければこの内容で点検・評価してもよろしいでしょうか？

（「はい」の声）

【議　　長】　それでは、この内容で進めていく事とします。

(9) 議案第５号　令和５年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について

【議　　長】　議案第５号、令和５年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について説明願います。

【事務局長】　議案第５号、令和５年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について説明致します。

先ほどの議案資料13頁をご覧ください。3最適化活動の記録及び点検・評価の実施の(2)農業委員会の最適化活動の記録及び点検・評価の実施ということで、農業委員会は、毎年度、翌年度の5月末までに、総会において、農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、点検・評価するものとする、とされております。

推進委員等の点検・評価とは別に、農業委員会全体の点検・評価も行う必要があるという事になります。

以上の規定に基づき、令和5年度の農業委員会の最適化活動の点検・評価をまとめましたので、審議をお願い致します。

議案に戻りまして、次の頁が農業委員会の最適化活動の点検・評価の様式となっております。1の最適化活動の成果目標、(1)農地の集積ですが、前年度の集積率を目標としておりましたが、実績として、農地面積は統計の数字から、集積面積は村が調査し道へ報告している担い手の農地利用集積面積を使用しており、昨年同様100％を超えております。

(2)遊休農地の解消等ですが、遊休農地が無く、新たな発生もありませんでした。

(3)新規参入の促進ですが、先ほどの議案でも説明しましたが、農地の所有者から新規参入者に対する貸し付け等を行うことについて同意を得た農地を取りまとめて公表した面積ですが、更別村の農地の動向から、当面は取りまとめは困難と考えております。

2の最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数ですが、委員全体の平均が月当たり6.2日で目標の1日を達成しています。

(2)活動強化月間ですが、目標3回のところ2回実施しております。

(3)新規参入相談会への参加ですが、委員さんに直接お願いする様な機会が今のところ持てておりません。

3の点検・評価結果ですが、こちらは議案資料17頁の表により当てはめることとなっており、表２の(1)成果目標の①農地の集積は、目標集積率103.5％に対する実績集積率103.4％の達成率を計算すると99.9％になり、達成率90％以上110％未満の3点、②遊休農地の解消は新たな発生が無いため達成率110％以上でよいとされているため、5点、③新規参入の促進は取りまとめが出来ていないため、達成率90％未満で1点、(2)活動目標の①活動強化月間の実施は、2回のため点数無し、②新規参入相談会への参加は、参加がないため点数無し、合計で9点となり、表1の5点以上10点未満の評語「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。

推進委員等の点検・評価結果は、先ほどの推進委員等の評価の評語ごとの集計で、目標に対し期待を上回る結果が得られたが1人、目標に対し期待どおりの結果が得られたが8人、目標に対して期待をやや下回る結果となったが3人となっております。

【議　　長】　ただ今説明がありましたが、ご意見ご質問等がありましたら、お願い致します。

【井上委員】　推進委員等の点検・評価結果の人数が合計すると 13 人になるのですが。

【事務局長】　先程の個別の評価でもあったのですが、会長が担当地区を引き継ぎしていないため、便宜上このようになっていて、12 と 13 で違うんですけど、これはこういう物と思っていただければと思います。

【議　　長】　他に何かありませんか？

（質疑等無）

【議　　長】　なければこの内容で点検・評価してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議　　長】　それでは、この内容で進めていく事とします。

(10) 議案第 6 号　令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

【議　　長】　次、議案第 6 号、令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について説明お願い致します。

【事 務 局】　議案第 6 号、令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について説明を致します。

議案資料 13 頁をご覧ください。一番下の(1)点検・評価結果等の公表とありまして農業委員会は、毎年度、推進委員等及び農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況並びにこれらの点検・評価結果を取りまとめたものについて、個人情報を除いた上で、法第 37 条の規定によりインターネットの利用その他適切な方法で公表するものとする、とあります。

以上の規定に基づき、公表の内容をまとめましたので、審議をお願いいたします。

なお、昨年の計画策定時に記載していた各項目の現状及び課題、目標については説明を省略致しますので後ほどお目通しをお願い致します。

それでは議案の次の頁からになります。

ローマ数字Ⅰ「農業委員会の状況」では、1 農業委員会の現在の体制、2 農家・農地等の概要のそれぞれの項目について、それぞれ指定された統計等を基に記入しています。

次の頁、ローマ数字Ⅱ「最適化活動の実施状況」の「農業委員会の実績及び点検・評価結果」、1 最適化活動の成果目標、(1)農地の集積の③実績は、先ほどの農業委員会の最適化活動の点検・評価の実績から転記しており、達成状況は 99.9％です。農業委員会の点検結果は記載のとおりです。

(2)遊休農地の発生防止・解消の、次の頁の③実績ですが、遊休農地がないので、記載はありません。④その他として、農地パトロールの内容を記載しています。農業委員会の点検結果は記載のとおりです。

(3)新規参入の促進ですが、次の頁の③実績ですが、新規参入者への貸付等を行うことについて同意を得る事は、当面は困難と考えております。参考の新規参入者の参入状況は、昨年度法人の経営継承を行った件となっております。農業委員会の点検結果は記載のとおりです。

2 最適化活動の活動目標の(2)活動強化月間の設定の②実績ですが、2 回、農地の集積について取り組んでおります。

次の頁の(3)新規参入者相談会への参加の②実績は 0 です。

目標の達成状況の評語ですが、先ほどの農業委員会の最適化活動の点検・評価の結果の評語を記載しています。

推進委員等の点検・評価結果も先ほどの農業委員会の最適化活動の点検・評価の結果の人数を記載しています。

次の頁のローマ数字Ⅲ「事務の実施状況」です。1 総会、部会の開催実績は記載のとおり毎月定例総会を開催しております。

2 農地法第 3 条に基づく許可事務として処理件数と処理期間は記載のとおりです。

3 農地転用に関する事務ですが、権限移譲の状況として、上の〇で北海道から村へ事務委任、下の〇で村から農業委員会へ事務委任をしており、本来は都道府県の権限である 4ha 未満の農地転用許可を農業委員会が行っております。処理件数と処理期間は記載のとおりです。

4 違反転用への対応ですが、該当はありません。

以上が公表の内容です。決定後に、村及び全国農業会議所のホームページで公表する予定です。

【議　　長】 ただ今説明がありましたが、ご意見ご質問等ありましたら、お願い致します。

（質疑等無）

【議　　長】　なければ、この内容で公表してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議　　長】　それでは、この内容で進めていく事とします。

（11）議案第７号　旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について

【議　　長】　それでは、次に進みます。議案第７号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明お願い致します。

【事務局長】　議案第７号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明致します。
旧基盤強化法に基づき村より決定を求められた利用権設定等２件の農用地利用集積計画について決定してよいか審議をお願い致します。

賃貸借の１件目、内容は議案のとおりで、報告第３号の１件目で報告したものです。

賃貸借の２件目、内容は議案のとおりで、報告第３号の２件目で報告したものです。

以上、集積計画に登載するためのものであり、旧基盤強化法第 18 条第３項で規定する各要件であります基本構想への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

【議　　長】　ただ今説明がありましたが、まず賃貸借１件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
（「ありません」の声）

【議　　長】　なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議　　長】　それでは決定するものと致します。
続いて賃貸借２件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

（「ありません」の声）

【議　　長】　なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議　　長】　それでは決定するものと致します。

(12) 議案第８号　農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

【議　　長】　それでは次へ進みます。議案第８号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明お願い致します。

【事務局長】　議案第８号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明致します。
賃貸借１件、売買２件のあっせんの申出がありましたので審議をお願い致します。

１件目、内容は議案のとおりです。
議案資料をご覧ください。資料 19 頁に申出地の図面を付けております。

２件目、内容は議案のとおりです。
議案資料をご覧ください。資料 20 頁に申出地の図面を付けております。

３件目、内容は議案のとおりです。
議案資料をご覧ください。資料 21、22 頁に申出地の図面を付けております。

なお、１件目については従前と変わりない内容となりますので、書類のみで処理してよろしいか併せて審議をお願い致します。

【議　　長】　ただ今説明があったとおり、賃貸借１件売買２件の農地のあっせんの申出がありました。この件につきまして、あっせんをしてもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議　　長】　それでは、あっせんをするものと致します。併せて、１件目は従前と変わりがないので、書類あっせんという形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議　　長】　それでは、あっせん委員を選ばせていただきます。

１件目、藤澤委員、瀬田川委員、細川委員、本多委員。よろしくお願い致します。

１件目のあっせん委員会の開催ですが、定例会終了後でよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

次に２件目のあっせん委員ですが、家常委員、磯委員、田中委員、髙橋委員。取りまとめ、家常委員ということでよろしくお願い致します。

３件目のあっせん委員ですが、同じく家常委員、磯委員、田中委員、髙橋委員。取りまとめ、磯委員ということでよろしくお願い致します。

※家常委員、磯委員取りまとめによりあっせんの日程調整

【議　　長】 それでは２件目のあっせん委員会と３件目のあっせん委員会を６月 10 日 13 時 30 分からということで、それぞれあっせん委員の方よろしくお願い致します。

以上で議案審議の方は終了となります。

６．その他の協議状況

(1) 令和7年度農林関係税制改正要望の取りまとめについて

【議　　長】 それでは、その他の方へ移らせていただきます。その他の1番目、令和7年度農林関係税制改正要望の取りまとめについて、お願い致します。

※別紙資料により説明　要望事項があれば5月31日までに事務局へ連絡を

(2) 参考冊子「農業者年金制度と加入推進　2024 年版」及び「農業者年金で備える老後設計」の配布について

【議　　長】 次に2番目、参考冊子「農業者年金制度と加入推進　2024年版」及び「農業者年金で備える老後設計」の配布について、お願い致します。

※参考冊子を配布

(3) 役場職員における６月～９月のクールビズについて

【議　　長】　次に3番目、役場職員における６月～９月のクールビズについて、お願い致します。

※クールビズについて説明

(4) 令和6年 第6回農業委員会定例総会について

※第 6 回定例総会は、6 月 21 日（金）13 時 30 分に決定する。

7．閉会挨拶

【会　　長】　皆様今日は、事務局の説明が長い分時間がかかっていますけど、このあとあっせん委員の方よろしくお願いいたします。本日はご苦労さまでした。